樹木採取者公募の公示

令和７年１２月　８日

北上川下流河川事務所長

次のとおり、「北上川下流河川事務所公募型樹木採取」に係る採取者を募集します。

１．公募名称：北上川下流河川事務所管内樹木採取

２．公募内容：高水敷支障木伐採・搬出（採取区域等は、公募型樹木採取公募説明書のとおり）

※河川区域内の樹木について、公募により希望者に伐採していただき、その伐採木を無償で持ち帰っていただくことにより、伐採費用の縮減と伐採木の有効利用を図っていくものです。

３．採取場所：①北上川左岸 27.4k 付近：宮城県登米市津山町柳津黄牛比良 地区（米谷出張所管内）

②鳴瀬川左岸 29.0k 付近：宮城県大崎市松山下伊場野 地区（鹿島台出張所管内）

４．採取時期：令和８年２月２日（月）から令和８年２月２７日（金）まで（予定）

５．公募に参加する者に必要な資格及び条件等

①　過去３年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。

②　公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条、又は第７１条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。

③　公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

④　直近１年間の税を滞納している者でないこと。

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

６．手続き等

①提出書類

公募説明書に添付の【応募様式】を期限までに提出して下さい。（郵送可、期限までに必着のこと）

②応募書類の提出期限

令和７年１２月２６日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日）

受付時間：９：００～１７：００

③提出先・問い合わせ先

東北地方整備局　北上川下流河川事務所　管理課

〒986-0861　石巻市蛇田字新下沼 80

電話 0225-94-9852（直通）

7．許可手続

本樹木採取者に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法第２５条（土石等の採取の許可）に係る同法施行規則第１３条第１項に定める申請が必要となります。

許可申請手続きの方法については、選定通知後に説明します。

許可申請書の提出期限は、令和８年１月１６日（金）とします。

8．採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、採取可能最大区画数、採取に関する計画及び採取を実施する工程などから見た採取の効果等を総合的に評価（採取計画・実施工程・過去の応募実績・地域性等）し、優れた者を採取者として選定します。

なお、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合があります。

また、審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により選定します。

9．その他

①手続きにおいて使用する言語は日本語に限ります

②関連情報を入手するための照会窓口は上記６の③に同じとします。

③応募に要する費用は、応募者側の負担とします。

④提出された応募書類は、当該応募者に無断で他の目的への使用はしません。

⑤応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募を無効にします。

⑥伐採、搬出した後は清掃等を行ってください。

⑦伐採木をバイオマス発電に使用する場合は、「一般木質バイオマス」に区分されます。由来証明書が必要な場合は、上記６の③に申し出てください。

⑧その他の詳細は公募説明書のとおりです。

⑨きのこの原木としての一切の使用（自家消費、譲渡、販売等）を禁止するほか、採取後の使用においては自己の責任において行って下さい。

（樹木等採取予定箇所図）

①北上川左岸27.4k付近：登米市津山町柳津黄牛比良 地区（米谷出張所）

河川名	左右別	距離標	伐採箇所	募集区画数
北上川	左岸	27.4k付近	宮城県登米市津山町柳津黄牛比良 地区 （柳津大橋より約2km上流付近）	10区画 （約4,000m2）



②鳴瀬川左岸29.0k付近：大崎市松山下伊場野 地区（鹿島台出張所）



河川名	左右別	距離標	伐採箇所	募集区画数
鳴瀬川	右岸	29.0k付近	宮城県大崎市松山下伊場野 地区 （志田橋より下流付近）	10区画 （約4,000m2）